

生命保険乗合代理店業務品質評価運営 定期[更新]調査 受審申込書兼同意書

一般社団法人生命保険協会
代理店業務品質調査グループ 行

年 月 日

○当社は、生命保険乗合代理店業務品質評価運営の定期【更新】調査の受審申込みにあたり、つぎの4項目について同意の上、定期【更新】調査の受審を申し込むとともに、業務品質の評価を貴会に委任いたします。

1. 「生命保険乗合代理店業務品質評価運営要領」※1 の「受審申込み時の同意事項」※2 に記載の各事項について同意し、かつこれら事項を遵守すること
2. 現在および将来において、「反社会的勢力」※3 に所属または該当せず、また、「反社会的勢力」との間に社会的に非難されるべき関係等※4 を有しないこと
3. 「保険本来の趣旨を逸脱する募集」、「社会保険（厚生年金および健康保険）の潜脱※5」、および「保険募集の再委託禁止の潜脱※5」を行っていない（今後も行わない）こと、またこれらの事項に抵触する懸念があり貴社が合理的な説明ができない場合には、生保協会の判断にて、代理店の意向にかかわらず、調査を取止めること、一次評価結果の通知を停止すること、または評価結果の公表・使用を見合わせることがあること（「調査取止め事由」については別紙①参照）
4. 上記3. の宣誓事項に抵触する懸念がある場合には、協会事務局は当該事項に係る事実確認の調査を実施する場合があること、調査の実施について公表し、消費者の誤認を防止するために必要な範囲で公表内容を変更する場合があること。また、審査会は調査結果を踏まえ「評価結果の有効期間の打ち切り」等の処分を課し、また処分の事実を公表すること。

代理店名：_____

代表者名：_____

※1：「生命保険乗合代理店業務品質評価運営要領」の登載先は右記の通り。（<https://www.seiho.or.jp/quality/>）

※2：詳細は「生命保険乗合代理店業務品質評価運営要領」の「【定期[更新]調査編】I . 2. (2)」・「【定期[更新]調査編】V . 同意事項」をご確認ください。

※3：代理店および代理店の役員ならびに代理店業務に従事する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者

※4：反社会的勢力に対して資金を提供または便宜を供与する、あるいは反社会的勢力を不正に利用している等の社会的に非難されるべき関係、またはそれには該当しないものの、反社会的勢力であると認識しながら飲食を共にする等の何らかの不適切な関係

※5：別紙②参照

以 上

<生命保険協会による調査の取止め事由>

以下のいずれかの事由に該当する場合には、生保協会の判断にて、代理店の意向にかかわらず、調査を取止めること、一次評価結果の通知を停止すること、または評価結果の公表・使用を見合わせることがあります。

- ・書類等の提出期限が遵守されない場合
- ・証跡資料の提出状況が著しく劣位な場合（全基本項目中、4割に満たない場合を目指します）
- ・調査担当者における確認の結果、販売プロセスにおいて比較可能な複数の保険会社の商品の取扱いが全くないことが判明した場合、保険種類別に比較可能な商品の取扱いがあるにもかかわらず顧客の意向に応じた比較説明を一切行わないことが判明した場合、その他調査担当者にて明らかにすべての基本項目を達成すると判定することが困難であると判断した場合
- ・調査において、法令や公序良俗に反する（ことが疑われる）行為または 当運営の趣旨（顧客本位の業務運営）に反する行為等が確認された場合
- ・生保協会が調査を完了することが困難と判断した場合（例えば、募集業務を全件共同募集としており、調査対象代理店単独では新契約事務を自己完結できない募集形態である等のほか、アフターフォローや保険契約に附随する事務の顧客対応について管理していない（代理店が取次いだこと・取り次いだ結果を、自ら把握していない）場合、評価基準に基づいて判定を行うことが困難なビジネスモデルであることが判明した場合や、事故・天災地変・感染症・行政対応等およびその他の偶発的な事象により調査の継続が困難な場合等）
- ・調査開始後、評価の有効期間中に法人が消滅する場合、または代理店業務を廃止する場合
- ・一部または全部の代理店業務の事業譲渡、合併その他の組織再編等を実施しようとする場合（認定代理店同士の場合を除く）
- ・代理店自身（法人）、当該代理店の役員、使用人、それらと密接な関係を有する者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号・同第2号の自然人）が、業務停止その他の行政処分・行政指導等を現に受けている場合
- ・代理店の役員、使用人その他従業者（募集人に限定しない。雇用関係に限定しない）が、顧客保護・消費者保護の観点から不適切とされる顧客誘引その他の営業・募集・媒介・斡旋・転売等に関わっていたことが一度でもある場合
- ・代理店およびその役員、使用人が過去5年以内に反社会的勢力と取引を行ったことが判明した場合
- ・「保険本来の趣旨を逸脱する募集」、「社会保険（厚生年金および健康保険）の潜脱」、および「保険募集の再委託禁止の潜脱」を行っていない（今後も行わない）ことに抵触する懸念があり代理店が合理的な説明ができない場合
- ・その他調査の取止め等が適当と判断した場合
 - － 代表者を含む経営幹部が各項目の達成に向け、従業員への周知、遵守・実践の徹底等、積極的に関与・協力する体制がなく、担当者任せの場合
 - － 専任の担当者を配置していない場合（担当部門が多岐に渡る場合、各部門連携し速やかに対応できるようになっていない場合）
 - － 担当者が対応不能に陥ったにもかかわらず、すぐに担当者変更ができない場合
 - － 就業時間中（平日 9：00～17：00 等）に恒常に担当者に連絡が取れない場合 等

<生命保険協会「募集人の体制整備に関するガイドライン」より抜粋（一部追記）>

<p>II. 各論</p> <p>1. 保険募集人の体制整備義務全般</p> <p>(1) 役員・使用人の適格性の確保等</p> <p>(略)</p> <p>(略)、保険募集に従事する役員または使用人については、以下の要件を満たす必要があることに留意する。</p> <p>a. 保険募集に従事する役員または使用人とは、保険代理店から、保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者であること</p> <p>b. 使用人については、上記 a. に加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であること</p> <p>(注) 保険業法 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する。</p> <p>・代理店（出向元等）から代理店（出向先等）へ使用人を形式的に「出向」「派遣」「雇用」※させたうえで、出向元等が当該使用人の出向先等での保険募集に関与し、実質的には当該保険募集への関与の対価として、出向先等から業務委託費等の名目で手数料を收受している場合は、保険業法第 275 条第 3 項に抵触するおそれがあります。</p> <p>※使用人の契約形態が「出向」「派遣」「雇用」であっても、出向先等にて教育・管理・指導を受けていない、常態的に出向元等に勤務している等、形式的な場合には監督指針 II - 4 - 2- 1 (3)工. に規定する使用人の要件を充足していないと判断されるおそれがあることにも留意</p> <p>・なお、形式的な「出向」「派遣」「雇用」によって出向元等が利益を得ている場合、職業安定法第 44 条に規定されている労働者供給事業や、労働者派遣法第 2 条に規定されている労働者派遣事業に該当するおそれがあることに留意する。</p>	<p>○平成 29 年 3 月 28 日付年管管発 0328 第 5 号、金監第 632 号「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」※において、保険会社が所属保険代理店に対し、保険業法はもとより、法令等遵守の観点から、適切な厚生年金および健康保険（以下、「厚生年金等」という。）に関する諸手続きや届出が行われるよう徹底することが求められている。当該文書は、例えば、以下のような法令違反がある場合には、是正することを求めている。保険代理店は、記載の事例のみならず、適切な厚生年金等に関する諸手続きや届出を実施する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「厚生年金等の被保険者になる者」については、就業規則等で定められた所定勤務時間、所定労働日数、所定労働時間が「短時間勤務者」に該当する場合であっても、実際の労働時間（保険募集は保険代理店の指揮監督で労働に従事する時間となることが必要）が連続する 2 ヶ月において当該基準以上となっているにもかかわらず、対象としていない ・「標準報酬の対象となる報酬」については、基本給部分（最低賃金相当）のみ標準報酬の対象となる報酬とし、歩合給部分を対象としていない等 <p>○厚生年金保険法および健康保険法（平成 28 年 10 月 1 日改正）では、次の使用人は、厚生年金等の被保険者として取り扱う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①雇用期間の定めがなく、常用的に勤務をする正規社員 ②雇用契約や勤務時間に関する規定に基づき、1 週間の所定勤務時間および 1 ヶ月の所定労働日数が正規社員の 4 分の 3 以上である有期雇用職員 ③その他、次の要件をすべて満たす短時間勤務者・週の所定労働時間が 20 時間以上であること <ul style="list-style-type: none"> ・雇用期間が 1 年以上見込まれること ・賃金の月額が 8.8 万円以上であること ・学生でないこと ・特定適用事業所に勤めていること。なお、特定適用事業所とは、同一事業主（法人番号が同一）の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の合計が、1 年で 6 ヶ月以上、500 人（令和 6 年 10 月から 50 人）を超えることが見込まれる事業所をいう。
--	--

	<p>(注) 就業規則や雇用契約書等で定められた所定勤務時間、所定労働日数、所定労働時間等が②および③の基準未満である者であっても、実際の労働時間が連続する2ヶ月において当該基準以上となった場合で同様の状態が続くと見込まれる場合は厚生年金等の被保険者として取り扱う必要がある。</p> <p>なお、保険募集は保険代理店の指揮監督で労働に従事する時間となることに留意する。</p> <p>○標準報酬の対象となる報酬とは、賃金、給与、手当などの名称を問わず、労働の対償として受ける全てのものをいい、契約件数等実績に応じて支払われる報酬は、保険代理店と使用人との間の委託契約が禁じられている観点から、標準報酬の対象となる報酬に含まれることに留意する。</p>
--	--

※平成29年3月28日付年管管発0328第5号、金監第632号「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」
生命保険協会HPの掲載先 : Home > ニュースリース・統計資料・刊行物 > 協会からのお知らせ > 保険代理店の皆さまへのご案内 > 3.厚生年金保険法等に基づく届出について <https://www.seiho.or.jp/data/billboard/agency/>